

**地球温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する
中間取りまとめ（素案）**

平成１６年　月

中央環境審議会

総合政策・地球環境合同部会

施策総合企画小委員会

目次

はじめに

1. 温暖化対策推進大綱の評価・見直しの進捗状況

2. 温暖化対策税制¹と他の施策との比較

- (1) 各施策の特徴
- (2) 温暖化対策税制¹と他の施策との比較

3. 温暖化対策税制¹の効果について

- (1) 温暖化対策税制¹の3つの効果
- (2) 経済モデルによる効果の試算
- (3) 欧州諸国における温暖化対策税制¹の効果

4. 温暖化対策税制¹についての論点

- (1) 国際競争力への影響や産業空洞化への懸念、国民生活への影響
- (2) 温暖化対策税制¹の具体的な仕組み
- (3) 税収の使途
- (4) その他

5. 今後の検討の進め方

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会
「施策総合企画小委員会」委員名簿

敬称略：50音順

委員長	森 篤 昭夫	(財)地球環境戦略研究機関理事長
委 員	浅野 直人	福岡大学法学部教授
委 員	天野 明弘	兵庫県立大学副学長
委 員	鮎川ゆりか	(財)世界自然保護基金ジャパン 気候変動担当シニア・オフィサー
委 員	五十嵐 正	東京急行電鉄(株)常務取締役
委 員	大塚 直	早稲田大学法学部教授
委 員	奥野 正寛	東京大学大学院経済学研究科教授
委 員	久保田泰雄	日本労働組合総連合会副事務局長
委 員	小林 悦夫	(財)ひょうご環境創造協会副理事長
委 員	佐和 隆光	京都大学経済研究所所長
委 員	武田 善行	経済同友会環境・資源エネルギー委員会副委員長
委 員	鳥井 弘之	東京工業大学教授
委 員	中里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	永里 善彦	(株)旭リサーチセンター代表取締役社長
委 員	永利 新一	日本商工会議所環境・エネルギー委員会委員長代理
委 員	西岡 秀三	独立行政法人国立環境研究所理事
委 員	速水 亨	(社)日本林業経営者協会副会長
委 員	平尾 隆	(社)日本経済団体連合会環境安全委員会委員
委 員	平松 博	神奈川県税制企画担当部長
委 員	梶井 成夫	読売新聞東京本社論説委員
委 員	梶本 晃章	電気事業連合会副会長
委 員	松田美夜子	富士常葉大学環境防災学部助教授 元気なごみ仲間の会代表
委 員	水野 忠恒	一橋大学大学院法学研究科教授

はじめに

地球温暖化問題は、人間活動に伴う温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン、六フッ化硫黄）の排出量の増加と森林による二酸化炭素の吸収量の減少により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、生態系及び人類に悪影響を与えるものである。生物多様性の減少、森林の減少、砂漠化等、他の環境問題に与える影響や、社会経済に与える影響など、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる深刻かつ重大最も重要な問題の一つである。

中央環境審議会では、地球温暖化対策に関する様々な検討の一環として、平成13年10月に地球温暖化対策税制専門委員会を設置し、主に温暖化対策税制の制度面を対象とする~~した~~検討を行ってきた。専門委員会では、平成15年8月、温暖化対策税制についての議論のたたき台となる具体的な案を取りまとめ、「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～」(以下「専門委員会報告」という。)として公表報告した。

専門委員会報告を受け、多幅広い方面からの意見を聞きつつ、温暖化対策税制とこれに関連する施策について総合的に検討するためことをねらいに、平成15年12月に総合政策・地球環境合同部会の下に施策総合企画小委員会を設置した。本小委員会は、これまで●回にわたる会合を開催し、専門委員会報告に対するパブリックコメントの結果の聴取や、産業界、労働団体、環境NGO、学界などの諸団体からのヒアリングを行うとともに、温暖化対策税の経済影響、諸外国の温暖化対策税制、燃料課税の転嫁、税とその他の施策の比較、産業の国際競争力に与える影響等、様々な論点について議論するなど、審議を重ねてきた。

本年は、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しが行われる年に当たってとな~~りて~~おり、中央環境審議会では~~、~~地球環境部会において、本年8月、に大綱の評価・見直しの基本的な方向性について中間的なとりまとめが行われる予定~~である。~~た。
~~(※地球環境部会の中間とりまとめの結果を踏まえて適宜記述。)~~

本小委員会では、これまでの審議経過と地球環境部会の中間とりまとめを踏まえ、本小委員会で行われたこれまでの議論を中間的に整理し、「中間取りまとめ」とするものである。

施策総合企画小委員会の審議経過

	開催日	主な議題
第1回	15.12.2	小委員会の運営について 地球温暖化対策の最近の状況について 地球温暖化対策税制専門委員会報告について 検討のスケジュールについて
第2回	16.1.27	温暖化対策税制専門委員会報告に対するパブリックコメントの結果について 温暖化対策税の税率とその経済影響の試算について
第3回	16.2.20	温暖化対策税の効果、経済影響等について 団体からのヒアリング (社)日本経済団体連合会、日本生活協同組合連合会
第4回	16.3.26	諸外国の温暖化対策税について 我が国のエネルギー関係諸税とエネルギーコストの水準について 団体からのヒアリング 全国森林組合連合会、東白川村森林組合
第5回	16.4.14	団体からのヒアリング (社)日本物流団体連合会、炭素税研究会、環境経済・政策学会 燃料課税の転嫁について
第6回	16.5.13	団体からのヒアリング 日本労働組合総連合会 地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する、地球環境部会での議論の状況の報告
第7回	16.6.18	英と独の地球温暖化防止のための税制及びこれに関連する施策 地球温暖化対策推進本部の結果報告
第8回	16.7.22	地球環境部会からの報告 税とその他の施策の比較 これまでの意見の整理
第9回	16.7.29	産業の国際競争力に与える影響等個別の論点について その他の論点について これまでの議論の整理について
第10回	16.8.6	地球温暖化対策推進大綱関係予算について 地球温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめについて
第11回	16.8.27	

1. 地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの進捗状況

地球温暖化対策推進大綱（以下「大綱」という。）は、1997年12月の京都議定書の採択を受けて、1998年に策定された。その後して、大綱は、京都議定書の実施細則に関するマラケシュ合意（2001年11月採択）を踏まえ、我が国の京都議定書の締結に先立ち~~て~~、2002年3月に改定された。この中で、京都議定書の約束を達成するために有効な~~の~~個々の対策や、対策を推進するための施策を規定している。

大綱では、経済社会の状況の変化等を見極めつつ、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するため、ステップ・バイ・ステップ（第一ステップから第三ステップ）のアプローチが採用された。2004年は大綱の第二ステップ（2005年から2007年）に向けた評価・見直しを行う年に当たる。

中央環境審議会・~~では、~~地球環境部会において、~~本年~~1月から大綱の評価・見直しの本格的な審議~~がを~~開始~~され~~し、8月に、大綱の評価・見直しの基本的な方向性について中間的なとりまとめを行~~った~~~~う予定である。~~

大綱の評価の結果そのポイントは、以下のとおりである。

○ 2002年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は13億3100万トンとなっており、その量は京都議定書の基準年である1990年の総排出量をと比較すると~~を~~7.6%上回っていることになる。（これは、我が国の6%削減約束との間で~~には~~、13.6%のギャップが生じていることを意味する。）~~基準年から2002年までの~~温室効果ガスの排出量の増減を温室効果ガス別に見ると、我が国の総排出量の9割以上を占める二酸化炭素の排出量が著しく~~の増加~~しているのに対して~~が大きく~~、その他の5種類の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス）は基準年を下回っている。

○ 大綱に盛り込まれている対策の削減効果を確実性の高いものに限定して見込んだ場合
(現状対策ケース)、2010年における温室効果ガス総排出量の見通し~~(現状対策ケ~~
~~ース)~~は、現在精査中の代替フロン等3ガスの排出量を除いてき、基準年総排出
量比6.2～6.7%増の見通しであり、~~京都議定書の~~6%削減約束との間には総排出
量比で12～13%程度のギャップが生じるものと見込まれることになる。他方で、二
酸化炭素を固定させる森林吸収源対策が現状でのまま推移した場合、京都議定書上
の森林経営による吸収量は基準年の総排出量の3.1%程度にとどまる見通し
であることから、現状対策ケースにおいてはでみた場合、2010年において不足
する削減量は9～10%程度と考えられる。

○ このため、京都議定書の６％削減約束を確実に達成するためには、現行対策の強化及び追加的な対策・及び施策の導入を図ることが欠かせない必要がある。

○ この見通しのもとで地球環境部会は、6 %削減約束を達成するための追加的な施策の一つとして、これまで環境基本計画にも社会経済の環境配慮のための仕組みの一つとして位置付けられてきた経済的手法を、大綱に掲げられる各種の対策を実現する追加的な手法~~の~~として検討すべきものとした。そして経済的手法のうち、温暖化対策税制については、経済的手法が考えられるが、経済的手法の追加に当たっては、様々な課題の指摘があるものの、追加的対策として温暖化対策税が有力な手段の一つとして位置づけたであると考えられるとした。

~~温暖化対策税及びこれに関連する施策に関しては、中央環境審議会総合政策部会と地球環境部会が合同で設置した施策総合企画小委員会~~

なお、すでにEU諸国において導入され、地球環境部会の中間取りまとめにおいても有力な手段であると指摘されている温暖化対策税制について、同部会の審議の過程では、企業の国際競争力を低下させ、研究や技術開発費の削減を余儀なくさせリソースを失うとの意見、その二酸化炭素削減効果が乏しいあるいは有効性に疑義があるなどの意見などが産業界から提起されている。

当小委員会は、温暖化対策税制のあり方について、具体的な仕組み、その効果や税収の使途、他の施策との比較や組み合わせ等について、これまでになされた議論を踏まえ、更に議論を深めていくことにしたい。~~で議論がなされているところであり、温暖化対策税制に関しては同小委員会において上記を踏まえた検討が行われることを期待する。~~

~~※ 注）地球環境部会中間とりまとめでは、温暖化対策税は「横断的対策・施策」の一つと位置づけられている。~~

~~※ 上記の記述は地球環境部会における審議に従って変更があり得る。~~

2. 温暖化対策税制[※]と他の施策との比較

(1) 各施策の特徴

○ 大綱に掲げられる各種の対策を推進するための施策には、温暖化対策税制以外にも、事業者等による自主的取組の促進、情報提供、教育及び普及啓発活動、規制、補助金及び租税特別措置等、国内排出量取引制度、並びに京都メカニズムの活用等がある。これらの主な特徴は以下のとおりである。

(事業者等による自主的取組の促進)

事業者等による自主的取組を促進する施策としては、例えば、経団連による自主行動計画の関係審議会でのレビュー、環境報告書の作成の促進、排出量や取組状況の公表などの促進が考えられる。

事業者等による自主的取組の促進は、自己の取組について詳細な情報を持つ事業者が費用対効果において優れた対策を講じる的な対応を行うことができ、効率性という観点から望ましい面で優れている。

一方、目標を達成するに足るだけの取組が、透明性をもって行われる制度的な保証が欠如していることない、そして自主的に取り組む事業者のみが費用を投じて対策を講じる行うこととなり公平性が確保されない、という問題点がある。

(情報提供、教育及び普及啓発)

情報提供、教育及び普及啓発活動としては、例えば、環境ラベル等を通じた環境保全型製品に関する情報の提供や環境教育・学習、普及啓発活動などを通じて、国民の意識の改善を図り、ライフスタイルやワークスタイルを変更を促し、個々人そして個々の家庭が温室効果ガス排出削減に貢献するよう仕向ける地球温暖化対策の実行日常生活を営む生活者がこれらの製品を選択するなどの取組を促すことが考えられる。これにより生活者自身がどのような対応を行うかを選択することができる。また、生活者等の意識が高まれば、その購買行動等を通じて、温室効果ガス排出削減に寄与する製品の開発を事業者に促すなど、事業者の環境配慮における温暖化対策を間接的に促すことも期待でき、また、~~る。~~他の施策の効果を発揮させるという観点からも重要な施策である。

普及啓発等については、政府においては、更に強化して取り組むべき課題である。

ただし一方、普及啓発などは重要ではあるものの、普及啓発活動その効果は、受け手の側の環境意識のレベルに依存しており、意識の高い者から逐次拡大し

ていくものであって、取組の促進効果や削減量を確実に見込むことは困難である。

（規制）

規制は、法令に基づき、具体的行為を特定した上、これを禁止したり、制限したり、あるいは何らかの義務付けなどを行うものである。

規制対象については、規制値の範囲内で他の施策による場合に比べて確実にかつ迅速な効果が期待できるという利点を規制は有している。とはいえ、規制を満たささえすれば、それ以上の削減のインセンティブが殺がれるという欠点をも併せ持つ。

またただし、家庭、中小事業者や移動発生源といった不特定多数の多様な多数の者を規制の対象とすることは、実効性が不確かであることや、モニタリング実施に要する高い費用を考えれば、必ずしも現実的でない。

（補助金、租税特別措置等）

補助金や租税特別措置等は、環境への負荷の低減に寄与するための施設の整備などを効果的に推進することをねらいに目的で、経済的な助成を行うことにより、企業、家計、自治体など各主体の行動を誘導するものである。

補助金や租税特別措置により、温暖化対策を実行する行う者にとっての負担が軽減されるため、そのために有効な対象となる設備や製品等の導入が促進され、やまた、そうした製品等の技術開発を促すものが進展することが期待される。

ただし、補助金交付には行政コストがかかる、現下の厳しい財政状況に鑑みれば、ると十分な財源の確保には乗り越えがたい限界があるとの課題がある。また、補助対象を施設類型等で特定する従来型の補助金では、幅広い対象には効果が及ばない、費用対効果の観点から適切な補助金の配分を適切に行うに足るだけの十分な知識を政府が持ち合わせ有しているとは限らない、などの課題問題点がある。

（温暖化対策税制、課徴金）

温暖化対策税制、課徴金は、温室効果ガスの排出又は化石燃料の消費に対して税又は課徴金を課すことにより、化石燃料を政策的に割高にする仕組みである。温暖化対策税制等には、次のような長所がある。①温室効果ガスを排出する全ての主体に対して、公平に排出削減への経済的誘因を与えることができ

る。②同一量の必要な排出削減を最小のコストで達成する行いことができる、なお削減量自体は税率に応じて変化する。③排出削減や技術革新のためのインセンティブが継続的に働き続け、長期的には、環境低負荷型のライフスタイルと省エネ型生産方式を定着させる。④低燃費車、省電力家電等の輸出増により、日本経済の経済成長力が高まる。産業構造を実現することができる。⑤税収を温暖化対策にの活用することにより、による排出削減効果を増進させることができるを検討しうる等の特長がある。

ただし、次のような欠点があることも指摘しておかねばならない。①排出量に応じた税の負担は、エネルギー多消費型産業の生産コストを上昇させる。②税収を一般財源に繰り入れるのか、温暖化対策目的税にするのか、それとも税収中立の原則にのっとり個人・法人所得税減税を実施するのか意見が分かれること。①については、エネルギー多消費産業への税の減免措置等の配慮が必要である。②については、経済影響を軽微にするという観点からの検討が求められる。これらの点については、次章以下で詳しく検討する。があるため、特にエネルギーコストの割合が大きい者にとって負担感がある。また、各業種の特性や今後の削減余力が考慮されない、国内産業構造の変化や日本経済への影響があるとの懸念の指摘もある。

また、課徴金については、新たな徴収機構が必要となる場合には、徴収コストの圧縮が課題となる。

(国内排出量取引制度)

国内排出量取引制度は、温室効果ガスの発生源に排出枠を設定し、各参加主体に排出量の取引を認めるものである。

市場原理を通じて、参加主体が自由に費用のより安い削減オプションを選ぶことができ、柔軟な対応が可能である合理的に対応するため、必要な削減量を最小のコストで達成できるという利点がある削減を行い得る。また、排出量取引の参加主体が、全体として排出量取引制度により確保すべき~~所定~~の目標を達成する確実かつ迅速な効果がある。

ただし、家庭や中小事業者を含む多数の小規模な発生源を取引の対象とすることは、初期の排出枠の設定や遵守状況の確認にかかる行政コストを勘案すれば、必ずしも現実的ではない。

(京都メカニズム)

京都メカニズムは、京都議定書で設けられた国別の約束の達成のために、他国における排出削減量、他国の割当量の活用を認める措置であり、クリーン開

発メカニズム（CDM）、共同実施（J I）、~~クリーン開発メカニズム~~及び国際排出量取引がある。

京都議定書に基づく京都メカニズムを積極的に活用すればした方が、国内で温室効果ガス削減を進めるのに比べて、より安い費用で同量の削減が可能であり、対し、費用対効果が高い、日本企業に対して国際展開の場を提供するものであるとの指摘がある。

しかし、~~京都メカニズムは、~~京都議定書には等において、「共通だが差異ある責任」の下、先進国等が率先して削減約束を達成することが義務付けられており、京都メカニズムは、国内対策に対して「補足的」なものと記されている。

~~京都議定書及びマラケシ合意が採択された際の我が国の考え方は、森林吸収源を含む国内対策で4.4%まで削減するとともに、残りの1.6%について京都メカニズムを活用することで6%削減約束を達成するというものである。~~

（２）温暖化対策税制と他の施策との比較

○ 以上の施策を比較するための視点としては、

- ・公平性（化石燃料を使用する主体に幅広く、排出量に応じて取組を促すものであり、かつ、透明性の高いものであること）
 - ・効率性（事業者や個人が選択的かつ費用効果的な対応を行うことができること）
 - ・確実性（所定の排出削減目標を達成することができること）
- が考えられる。

○ 以上の３つの視点に照らし、温暖化対策税制と他の施策とを比較すると、以下のとおりである。

・公平性の観点…自主的取組は取組に参加する者だけが費用を負担するを負うこととなり、参加しない者は費用負担を免れる。また、規制や排出量取引は、現実問題として家庭や中小事業者といった不特定多数の者を対象として執行することはできず、制度の運用を免れる者を捕捉できない。他方これに比し、税は温室効果ガスを排出する「全ての」主体に対して広く排出量に応じた費用負担を求め得るため、公平性や透明性の観点から優れている。

・効率性の観点…税に関しては、市場原理を介して対策が選択される点で、課税される者は、主体的に排出削減に取り組み、原理的には、削減の限界費用が税よりも安い対策を実施するインセンティブが働く。より経済効率性の高い対策を選択して節税できるので、排出量取引や京都メカニズムもまたと並んで効率性という点で優れている。

・確実性の観点…規制、排出量取引といった手法は、原理的には、確実な排出削減量の達成効果を確実に期待できるが、適用範囲が限定されるため、事実上、確実性を確保する

のは難しい。家庭や中小事業者等の不特定多数の者を対象とする場合には、税は、他の手法と比較して、相対的により確実性が高い効果を見込むことができる施策といえることができるが、税率の変更による調整が不可避である。

また、財政事情が厳しく、現在の税収から環境対策に対する多額の補助金交付や租税特別措置を講ずることが極めて困難な現状に鑑みると、有効必要な対策の実施の確度実性を高めるために、温暖化対策税制からの税収の活用も検討に値する課題である。

○ このため ~~(1)で整理した各施策の特徴に鑑みれば~~、温暖化対策税制は、この3つの視点に照らしても、検討すべき有力な追加的施策の一つ ~~十分検討に値する有力な施策である~~といえることができる。

○ 各施策には、それぞれ短所があるが、効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、税を含む各種の施策の利点特長を活かしつつも、それぞれの施策の欠点短所弱点を他の施策によって補うように有機的に組み合わせる、というポリシーミックスという手法が考えられる。＝例えば昨年8月の専門委員会で提案されている相対的に低率の税に係る温暖化対策税の提案は、税と補助金を組み合わせたものである。また、温暖化対策税制と自主協定＝排出量取引を組み合わせた英国の事例等が参考になる。

今後、税を含む施策の組み合わせの具体的な案について、それらの効果、経済影響等のも検討が待たれるを行っていくことが必要である。

3. 温暖化対策税制の効果について

2. では、温暖化対策税制について他の施策との比較で評価したが、温暖化対策税制が二酸化炭素排出量の削減に与える効果を具体的にみると、以下のとおりである。

(1) 温暖化対策税制の3つの効果

(価格インセンティブ効果)

○ 温暖化対策税制は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出又は化石燃料の消費に対して課税する仕組みである。これによって、設備や機器製品などの買い換えなどの際に、より排出量の少ないものへのと代替を促すとともに、化石燃料の燃焼使用及びそれに伴う温室効果ガスの排出を控えるように促し、さらには、生産者が省エネ機器技術等の研究開発を息長く進めることを促す上でもインセンティブ効果を有している。

○ ~~なお、~~エネルギー需要の価格弾力性について、エネルギーは国民生活や事業活動に必要不可欠なものであり、課税の価格インセンティブ効果は低いのではないかと指摘があった。~~確かにこの点については、我が国におけるエネルギー需要の価格弾力性は、短期的には必ずしも高くはない。しかしものの、長期的には多くの部門で有意に相当高いとの報告があることが明らかとなっている。~~すなわち、温暖化対策税制の導入に伴う化石燃料価格の上昇が、省エネ機器製品や設備等の導入に直ちには結びつかなくても、~~数年後~~その買い換え時期には、これらの導入を誘う相当程度のインセンティブ効果が相当程度期待できる。

(財源効果)

○ 温暖化対策税制は、価格インセンティブ効果による削減に加えて、税収を温暖化対策の財源として進めるために活用すれば、更に排出量を削減し得るという財源効果も期待される。

○ 専門委員会報告では、相対的に低い税率の温暖化対策税を導入し、その税収を温暖化対策に用いることが提案されている。

○ これに対し、低率の温暖化対策税では、課税の価格インセンティブ効果による二酸化炭素排出削減効果は限定的であり、特に民生・運輸部門では効果が期待できないのではないかと、などの指摘があった。しかし、低率の温暖化対策税制の導入に係る提案では、僅少とはいえ、その価格インセンティブ効果と、

温暖化対策税の税収を温暖化対策に有効活用する用いる効果が合わさればにより、高率の温暖化対策税の価格インセンティブ効果に匹敵することが、モデルによる試算結果により示されていると同等の効果を生ずることが見込まれている。排出削減対策を講ずる者に対する助成や租税特別措置を講ずれば、自動車税制のグリーン化によって低公害車・クリーンエネルギー自動車の普及が急速に進んだ例に見られるように、短期的にも相当の効果が発揮されるものと期待できる。

（アナウンスメント効果）

○ 税制に関しては社会的な関心が高いことから、国の施策として「温暖化対策税制を導入する」ということが広く認知されることにより、また、国民一人一人が税の負担を感じ、化石燃料の使用を抑制すべきことが認識されることにより、~~「温暖化対策税を導入する」ということが~~、温暖化対策を急速に普及させる原動力となるアナウンスメント効果が期待できる。もっとわかりやすく言えば、ガソリンを買う度に、温暖化対策の必要性をチラッとでも感じてもらうのが、アナウンスメント効果である。

（２）経済モデルによる効果の試算^{※2}

○ 温暖化対策税の価格インセンティブ効果は、経済モデルの分析結果からも明らかとなっている。国立環境研究所及び京都大学が開発したアジア・太平洋統合評価モデル（A I Mモデル）を用いた分析結果では、炭素トン当たり約45,000円の温暖化対策税を課すことにより、2010年において、エネルギー起源二酸化炭素の排出量を1990年比で2%削減することが可能であると報告されている。

○ また、同じモデルを用いた分析結果において、炭素トン当たり約3,400円の低率の課税に加え、その税収を温暖化対策に適切な使途に充てる用いることにより、上記の炭素トン当たり約45,000円の課税のみを行った場合と同等の削減量が達成されると試算されている。

（３）欧州諸国における温暖化対策税制の効果

○ また、既に温暖化対策のために税に相当する税制を導入している欧州諸国においても、その有効性効果が各国政府により評価実証されている。

< E U各国の温暖化対策税制の効果 >

- ・ オランダ

「エネルギー規制税（1996年導入）による1999年の天然ガス使用量削減効果は2.3%

、電気使用量削減効果は6.3%」（オランダ政府発表 研究機関の評価）

なお、1988年導入の一般燃料税については、「1994年のCO₂排出削減効果は

、170万トン・CO₂と推計」（1994年の総排出量は1億6900万トン）との評価（オランダ環境計画庁）がある。

（税率）エネルギー規制税：2円/kwh（電気）

一般燃料税：1,569円/kl（ガソリン） 2,021円/kl（重油）

- ・ フィンランド（1990年導入）

「炭素税による1998年のCO₂排出削減効果は、総排出量の約7%と推計」（フィ

ンランド総理府の評価）

（税率）炭素税：5,330円/kl（ガソリン） 7,160円（重油） 1円/kwh（電気）

- ・ スウェーデン（1991年導入）

「1987～1994年にかけて産業・住宅・業務・地域暖房のCO₂排出量が平均19%減

少。この60%は炭素税の効果」（スウェーデン産業開発庁の評価）

（税率）炭素税：12,500円/kl（ガソリン） 16,240円/kl(重油)

- ・ ノルウェー（1991年導入）

「炭素税による1999年のCO₂排出削減効果は、総排出量の2.3%と推計」（ノルウ

ェー統計局の評価）

（税率）：炭素税：15,000円/kl（ガソリン） 7,520円/kl(重油)

4. 温暖化対策税制についての論点

(1) 国際競争力への影響や産業空洞化への懸念、国民生活への影響

我が国における温暖化対策税制の仕組みを考える場合、課税による化石燃料価格の上昇がに伴って様々な悪影響を経済に対して及ぼすがあるのではないかと指摘がある。

(景気、雇用、賃金への影響)

○ 新たな課税が、企業の活力を殺ぎマインドを冷やし、今後、予想期待される本格的な景気回復に水を差し、日本経済の成長力の更なる低下を招く産業活動の足かせとなるのではないかと、という指摘がある。また、新たなエネルギー課税は、企業収益利潤を悪化減少させ、その結果、各企業はの研究開発費の削減を余儀なくされを減少させ、企業の活力を損なう奪うといった指摘がある。さらに、こうした悪影響が、雇用の縮小減少や賃金の停滞減少を招き、国民の生活にも深刻な影響を及ぼす与えるのではないかとといった指摘もある。

○ しかし、温暖化対策税の税収を、温暖化対策を行う主体への財政的支援や、個人・法人所得税減税などにより、温暖化対策税収を国内で還流させることを考えるとさせた場合れば、石油危機の際時に、原油価格の上昇により所得資金が海外に流出した場合とは異なり比較してして、温暖化対策税のマクロ経済影響は軽微であると考えられる。

また、日本の多くの製造業の生産コスト額に占めるエネルギーのコスト・シェアの割合は、一部のエネルギー多消費型集約産業を除けば5%にも満たず、課税が生産コストを押し上げる影響は僅少も限定的であるとという見方もある。

さらに、第一次石油危機の翌年（昭和49年）、我が国は戦後初めてのマイナス成長を経験したが、エネルギー価格の上昇は、燃費効率に優れた日本の自動車や省電力設計の家庭電化製品の輸出を急増させ、結果的に、日本の経済力を相対的に向上させた。による経済の後退は結果的には長期的なものとはならず、また、石油の99%を輸出に頼る日本であるがゆえに、生産工程の省エネ化が進み、特に昭和54年の第二次石油危機後の石油価格高騰下での、日本の製造業の国際競争力を高めた。当初、石油危機は日本経済に壊滅的打撃を与えるものと予想されたが、結果的には、二度の石油危機は日本の経済力を強化させたのである。一般に、何らかの「不足」または「制約」があってはじめて、技術革新のインセンティブが生まれ、技術革新を梃子にして経済は成長するのである。一方では、日本社会全体の省エネが大きく進み、経済構造が高度化された。このようにエネルギー価格の上昇が経済の発展につながった経験もある。

(国際産業競争力への影響、産業空洞化問題)

○ エネルギーコストの上昇によって、~~国際的には~~、中国を始めとするアジアの近隣諸国や米国などといった京都議定書による削減義務を負わ~~っていない~~国々の企業に対する、日本企業の国際における産業との競争力にハンディを背負うこととなり、我が国産業の国際競争力に深刻な打撃を与えるのではないかとこの指摘がある。また、課税を回避するために、生産拠点を海外に移転する企業が増え、海外との競争の結果、それにより工場が海外に移転しや国内の工場の閉鎖といった、いわゆる「産業の空洞化」を懸念するが起きるのではないかとこの指摘もある。

○ 企業の国際競争力については、温暖化対策税によるエネルギーのコスト高の他以外にも、為替レート、賃金労働力、現地での製品への需要市場、インフラの整備状況等、様々な要因に依存が関係する。

~~が一般に、企業がとりわけ、工場を海外に移転させる最大の誘引は、当地での旺盛な製品需要に応えること、そして市場を海外に求めるために起こるものであったり、低賃金で勤勉な労働力が豊富に存在することだとされている。海外との差が著しい労働コストの軽減のために行うものという場合が多いことが指摘されている。~~

~~炭素1トン当たり3万円を超える過重な税率の温暖化対策税制が導入されない限り、エネルギーコストの上昇が生産拠点の海外移転を促すとは考えにくい。このため、温暖化対策税の課税によるエネルギーコストの上昇は、これらの要因の中で大きな比率を占めるものとは考えにくい。~~

~~○ また、化石燃料多消費型の産業の中には、鉄鋼、窯業、非鉄金属などのように国際競争力低下の影響を受けやすい産業もあれば、他方には、電力、ガス、石油精製などのように、国内向けの供給をもっぱらとする産業もある。比較的エネルギーコスト上昇の影響を受けやすいと見込まれるエネルギー集約産業の中には、輸出入の割合が低い業種もある。~~

(軽減策の検討について)

○ ~~なお、企業は、たとえわずかであってもコスト増に対して、企業は上昇に敏感に反応するものであるとの指摘もある。当小委員会では、エネルギー多消費集約型で輸出入の比率の高い産業業種については温暖化対策税制の導入が及ぼす生産コスト増を数量的に評価した上で、国際競争力の低下の度合いを見計らい、その度合いに応じての適切な措置を講じるべきである。これらその影響や長期的見通しをできるだけ調精査した上で、その影響の軽減策について検討を行うことが適当と考えられる。~~

(世界規模でみた排出量の増減について)

○ 温暖化対策税制の導入は、日本経済に対して悪影響を及ぼすに止まらず、世界全体の二酸化炭素総排出量を増加させるとの温暖化対策の推進に対しても負

の影響を及ぼすのではないかとという指摘もある。

すなわち、日本が温暖化対策税制を導入すればした場合、日本の製造業の生産拠点を海外に移転したり、海外の安価な代替同種製品商品を開発途上諸国からの輸入したりして、国内の需要を満たすことになる。一般に、鉄鋼、窯業などのエネルギー効率において、途上諸国は先進国（特に日本）に比べて劣るのは、否定しがたい事実である。したがって、が増えたりすることとなると、先進国での操業よりもエネルギー効率が悪い施設で操業が行われることとなる。このため、日本からの二酸化炭素排出量は減るけれども、工場の移転先国、あるいは代替製品の製造元の国からの排出量の増加が日本の減少分を上回るといふわけである。大幅に増えてしまい、世界全体の温室効果ガス排出量が増えちゃうのではないかと懸念である。

○ ○ しかし、日本企業の工場は生産効率が良いため、移転先での排出量が、日本で操業していた場合よりも増加することはないという指摘がある。また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の試算では、京都議定書の達成を目標として、先進国等が税導入等の温暖化対策を講じ、排出量の削減をした場合、開発途上国の排出量の増加は、先進国における排出削減量よりも少なく、世界全体としては削減が進むという、まったく逆の結論が導かれている。途上諸国の製鉄所の効率が劣っているということは、先進国に対してCDMの機会を提供することになるし、生産拠点を移転する際にも、エネルギー効率において勝る設備を装備するはずだからである。また、先進国における鉄、セメントなどの需要が減少するためであろう。指摘されている。

（エネルギー関係諸税の負担）

○ 揮発油税、石油石炭税などに加えて、新たに温暖化対策税を課するのは、あまりにも過大なエネルギーへの課税であるとのにはすでに税金がかけられており、これ以上の課税は過重であるという指摘がある。確かに、我が国におけるエネルギーに課される税金は米国と比べると重い。その半面、高いものの、欧米諸国を中心とするを含めたOECD諸国の中ではと比べた場合、中位程度に過ぎずであり、他の先進諸国と比べて国際比較の中で日本のエネルギー関係諸税は決して高いとは言えない。

（A I Mモデルによる試算）

以上の論点に関し、専門委員会報告で提案された温暖化対策税についてのA I Mモデルによる試算結果は次のとおりである。

○ 2010年に、1990年の排出量に対してマイナス2%の水準までの削減を行うことを前提として、仮に、2005年から炭素1トン当たり約45,000円の課税をした場合（その税収は個人所得税減税により増減税同額とする用いると想定）、

2010年~~前後ごろ~~のGDPは、2000年比~~で~~約15.0%増加する。すなわち、追加的対策~~としての課税~~を行わなかった場合（約15.2%）に比して約0.2%減少する。

○ ~~また、~~炭素1トン当たり~~約~~3,400円の課税をした上で、税収を温暖化対策のための補助金に活用した場合には、2010年~~前後ごろ~~のGDPは、2000年比~~で~~約15.1%増加する。すなわち、~~何も追加的~~~~な~~対策~~としての課税~~を行わなかった場合（約15.2%）に比して0.06%程度の減少（成長率換算では、年~~率~~~~は~~約0.01%の成長率低下）にとどまる。

○ ~~さらに、~~雇用に関しては、炭素1トン当たり~~約~~45,000円~~という~~~~の~~高~~率の~~~~い~~課税を行った場合には減少するが、炭素1トン当たり~~約~~3,400円の課税を行い、税収を温暖化対策に活用した場合には増加する。いずれにしても、その変動幅は0.1%前後の範囲内~~に過ぎないであった~~。

~~課税のマクロ経済影響は、上記のとおり、警備に過ぎないがただし、個々の産業別でを見た場合、一部の産業にはプラスの影響がある半面一方で、マイナスの影響を受ける産業業種もある。~~

○ 世界~~全体の規模でみた~~排出量の増減については、京都議定書に米豪が参加せず独自路線をとるとの仮定の~~もとで~~~~下~~、先進国~~が~~~~で~~温暖化対策税を導入した場合、開発途上国の2010年の排出量は、~~何も追加的~~対策を~~何ら~~行わなかった場合における排出量に~~比べ対し~~て0.9%増加する。~~他一方、で米豪国を含む附属書I国全体の排出量は何も追加的~~対策を行わなかった場合と比べて7.5%減少し、世界全体の排出量は、~~トータルでは~~3.9%減少する。

（２）温暖化対策税~~制~~の具体的な仕組み

○ 温暖化対策税~~制~~の具体的な仕組みを考える場合、~~小委員会としては、~~次のような論点について~~今後できる限りの方向付けを行うための~~検討を進めていくことが必要である。

- ① 課税対象
- ② 課税段階・納税義務者
- ③ 税率の水準
- ④ 国際競争力への影響等も踏まえた温暖化対策税の軽減方策
- ⑤ 既存エネルギー関係諸税との関係

（課税対象）

○ 二酸化炭素又は化石燃料~~の消費を課税を~~対象として、二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量等に応じて課税するという基本的~~枠組~~組みについては、

この方向で検討を進めることが妥当である。

(課税段階・納税義務者)

○ 化石燃料への課税をどの段階で行うか、すなわち課税段階に関しては、専門委員会報告において、「他の施策手法との組み合わせやすさ、課税による価格インセンティブ効果の働き度合いも重要であるが、課税事務の執行可能性も含めて考慮が必要である。これらを総合的に勘案すると、化石燃料への最上流課税又は上流課税が有力な候補となる。」との提案があったところである。

(注) 「化石燃料への最上流課税」とは、化石燃料の輸入時点又は採取場からの採取時点での課税をいい、「化石燃料への上流課税」とは、化石燃料の製造場からの出荷時点での課税をいう。一方、「化石燃料への下流課税」とは、化石燃料及びその精製品の消費者への供給時点での課税をいうものである。

○ ~~しかし、上流課税では~~については、化石燃料の上流段階から下流段階への価格転嫁に困難を伴い行いにくく、化石燃料から転換された電力、ガソリン、灯油、ガスなどの消費者が税の負担を直接的に実感しにくいことから、そもそも税の価格インセンティブ効果が薄められる期待できないのではないかという指摘がある。この点に関しては、上流課税であっても、化石燃料及びそれらを転換・精製した二次エネルギーの小売業者が、領収証に税額を表示することによれば、化石燃料の消費者が税の負担を実感するとともに、アナウンスメント効果の働ける仕組みとなりうるという指摘もある。

~~この点に関しては、化石燃料の上流段階から下流段階への価格転嫁は行いにくいとの指摘もある。~~

~~またさらに、上流課税では~~の場合、原材料として化石燃料を多用する産業＝一定の場合に特定の主体を対象としてする温暖化対策税の減免軽減措置を講じやすくするという利点もある。を行うことが技術的に難しい行いにくいという面もある。

○ ~~一方、~~下流課税については、税の価格インセンティブ効果の働きが期待できる半面が、膨大な徴税コストが必要となり、徴収漏れの問題も生じやすい、そして二次エネルギーの炭素含有量を直截に税率に反映しにくいとの指摘がある。とくに電力の場合、電源構成の差異による、電力料金の地域間格差が生じることの是非を問う指摘もある。

○ 以上の諸点に鑑みれば、最上流から下流に至るまで、どの段階での課税が

~~望ましいかについて更なる検討を要すると同時に、税を負担するのが生産者なのか消費者なのかについても、入念な議論を擁するところであるこのため、こうした課題について、今後、さらに具体的に検討を進め、課税段階を適切に設定していく必要がある。その際、納税義務者についても併せて検討する必要がある。~~

(税率の水準)

○ 専門委員会報告においては、相対的に低い税率の、~~したがって価格インセンティブ効果の乏しい~~温暖化対策税制の度王乳であっても、~~補助金、租税特別措置の引き当て等に併せてその~~税収を活用することにより前提とした助成措置等を導入すれば、必要な排出削減量が達成可能だと結論している。~~を確保することが可能であり、~~言い換えれば、相対的に高い税率の温暖化対策税を導入する必要は必ずしもなく、産業界によっても、また消費者にとって、受容可能な範囲内の税率の温暖化対策税を導入することにより、必要な排出削減は可能だとしている。~~した場合と同等の効果が上がるものである旨、提言されたところである。~~

~~このように、相対的に低い税率を設定し、併せて税収を活用するという方法には一定~~

~~の合理性があるものと考えられる。~~

○ 税率の具体的な水準については、専門委員会報告はにおいて、炭素1トン当たり約3,400円（税収約9,500億円）という試算がなされており、この水準を今後一つの目安の一つとすべきではあるがして考えていくことができるが、今後の地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの過程で、他のにより必要とされる追加的対策とのポリシーミックスの観点から、を実現する上での温暖化対策税制の位置付けと役割を踏まえ、た上で、定めるべきである適切に決定していくべきものである。

いずれにせよしても、温暖化対策税制が消費者国民に新たな経済的な負担を求めるもののである以上、その税率は必要にして最小限のものであるべきであるなければならない。

(国際競争力への影響等も踏まえた課税温暖化対策税の軽減措置方策)

○ エネルギー多消費型集約産業には絶えざるで国際競争にさらされているものが少なくない。高率な温暖化対策税を導入した場合、これらの産業の業種については、温暖化対策税を課税した場合に経済的な影響が大きく、国際競争力

の低下、~~や生産拠点の海外国外移転~~といった問題が生ずるのではないかと指摘があり、~~こうした懸念を十分配慮した上で、見極めめそのそのその影響の軽減策について数量的な検討の必要があることを行うことが適当であることは、すでに前述べたした~~とおりである。

○ 一方、温暖化対策税制は、幅広い人や企業に対して化石燃料の~~燃焼に起因する消費による~~二酸化炭素排出量に応じて課税するものであり、社会全体で汚染者負担（PPP）の原則を踏まえた、~~公平な費用負担を行うことを意図する~~したものである。

また、~~仮に特定のエネルギー多消費産業を対象として温暖化対策税の軽減措置を講じる行う行うにと~~しても、そのような措置は、~~当該特定の産業の二酸化炭素排出量削減に対する努力を殺ぎ削ぎ、環境低負荷型産業構造への転換という産業構造の大転換を遅延させる遅らせるもの~~ではないかと指摘もある。

○ したがって、~~温暖化対策税の課税による経済的・国際的影響が大きい産業業種については、温暖化対策税の軽減措置が実施さが行われている諸外国の制度をも参考としつつ、温暖化対策税のを軽減措置を講じるか否かするといふ手法を採用するかどうかから始まり、また、軽減措置を受ける条件をどう設定するかなど、公平性の観点から、またや上記の産業構造転換の柔軟性に配慮しつつ、入念な検討を加えねばならない指摘にも留意しながら検討する必要がある。~~

○ ~~日本の素材型産業の国際競争力への影響を緩和する措置方策としては、輸出する時点で、製品の炭素原単位を申告してもらい、税を還付する。品に対して、製造工程等において払った税を輸出時に還付す韓国など、非る、税が課税の国からの素材のされていない輸入に際しては品に対して、輸入段階で炭素原単位を申告してもらい、それに応じて課税する、いわゆるそれまでに使用したエネルギーの量に応じて、課税するといった「国境措置」を導入することも税調整を行うことも考えられる。しかし、素材に限れば、国境措置は可能ではあるが、素材を原材料として使った製品（たとえば自動車）についてはどうするか等々、実施上の困難を伴う。また、WTO違反に問われかねないという懸念も拭えない国際貿易のルール上認められるか、すべての製品について製造工程で投入された化石燃料に係る税額を把握することが技術的に困難である等の問題があり、国境税調整を行うには、これらを解決することが必要である。~~

○ また、温暖化対策税制は消費課税制に類する税制であり、所得に対しては逆進的なものとなることから、~~温暖化対策税を課税が及ぼすした場合の~~低所得者

への高負担を懸念する影響に配慮すべきではないかと」の指摘がある。

— この点に関しては、必ずしも逆進的でないとの指摘もあるが、~~温暖化対策税の税率の水準を具体的にどのように設定するかとも関連しておりについての検討も踏まえ、~~今後さらなる検討が求められるしていく必要がある。

（既存エネルギー関係諸税との関係）

○ 石油石炭税制や揮発油税制など既存税制に基づく課税によりは、化石燃料の価格が引き上げられているため、これらの税制は結果的には二酸化炭素排出抑制効果をも併せ持つものだからであり、温暖化対策税制と既存税制これらの税との関係を整理すべきであるとの指摘がある。

○ こうした既存の税制は、温暖化対策以外のではない別の目的を掲げて導入されており実現するために課税されており、また、温暖化対策税制が企図するような、各燃料への税率が二酸化炭素排出量に応じたものとはなっていない比例した課税が行われてはいないものではない。さらに、その税收の使途についても、それぞれの税制の趣旨・目的からくる制約があるため、温暖化対策を趣旨・目的とするのには、いささかならぬ無理があるとして考えられる範囲をすべて対象としているものではない。

したがって、温暖化対策税制は、既存の税制とは歳入・歳出の趣旨・目的や内容が異なるもの

であり、既存の税とは別の形での追加的施策として提案されている大綱の評価・見直しの過程で追加的施策として検討されるべきでいるものであることに留意する必要がある。

○ ただし、既存の税制の中には、石油石炭税制のように、その税率のあり方に炭素税制的な要素が含まれておりあり、かつ、その税收の一部が二酸化炭素排出抑制のための施策に充てられているものもある。温暖化対策税制と既存税制との調整に当たっては、それが税制全般にかかわる問題点を含むがためにみ、別途の検討が必要とされるがになると考えられるが、できる限り、こうしたものについては、必要可能な範囲内で、温暖化対策税制との実効性ある調整について、検討を進めるしていく必要がある。

（３）税收の使途

専門委員会報告において、温暖化対策税制を導入する場合には、相対的に低い税率とし、その税收を温暖化防止対策に充てるとの案が提案がなされている

る。そして、税収の活用方法としては、補助金、租税特別措置等による他の税の軽減、低利融資への利子補給等がありうる。どのような対策に税収を充てるかは重要な課題であり、地球環境部会の中間とりまとめを踏まえて、当小委員会としては、今後、費用対効果の判断基準にのっとり、税収の有効な使途について具体的なできる限りの方向付けを行うための検討を進めていく必要がある。

(使途の内容)

○ 温暖化対策税の税収の使途活用を考えるに当たっては、府省の所管にかかわらず、政府全体で、効率的で確実な二酸化炭素排出削減につながる対策への支援を優先する行うことを基本とすべきである。

○ 使途の内容や費用対効果等を明確に示し、透明性のある使い方をすべきである、また、温暖化対策税収を用いて費用対効果において優れたの良の対策から優先的に実施する仕組みを設けることを検討すべきである、補助金よりも、行政コストが比較的安くてすむのから租税特別措置のような施策のほうが望ましいとのいう指摘があった。

さらに、企業の減税や社会保険料の軽減などによって、税収中立を目指すべきであるとの考え方を示す指摘もあった。

○ 具体的な使途のイメージとして、専門委員会報告は、省エネ機器の買換え促進等の一般家庭によるの取組への支援、低公害車・低燃費車の普及促進やモーダルシフト等運輸部門におけるの取組への支援、先端先駆的な対策技術の導入支援等事業者によるの取組への支援、代替フロン等3ガス削減対策、森林経営への支援対策、京都メカニズムの有効活用への支援などを例示している。

○ 京都議定書の削減目標達成のために算入できる我が国の森林経営による獲得吸収量の上限値は~~1,300万t-CO₂ (4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.9%)~~であるのに対しが、現状程度の森林整備水準では、1998～2002年の過去5年間の森林整備等の水準から評価すると、2010年度における吸収量の見通しは約3,776万t-CO₂ (約3.1%)程度に下回るとどまるおそれがある。このため、温暖化対策税による税収を森林整備や国産材使用、バイオマス使用等の、森林吸収源対策に積極的に活用すべきであるとの指摘があった。

~~○ このほか~~また、風力発電や太陽光発電などの自然エネルギー利用の促進に税収を活用すべきである、家庭部門の二酸化炭素排出削減に集中的に投資することを考えるべきでもないか、とのいう指摘もあった。

~~○ 使途の内容や効果等を明確に示し、透明性のある使い方をすべきである、また、我が国で温暖化対策に関連する施策のために毎年支出されている政府予算の評価・見直しを十分に踏まえるべきであるとの指摘もある。~~

○ 我が国における温暖化対策に関連する施策のために毎年支出されている1兆2000億円を超える政府予算を、費用対効果の観点からの評価・見直しを十分に踏まえるべきであるとの指摘があった。

○ ~~温暖化対策~~ 税収の使途については、今後、これらの点に十分留意しつつ、早急にその具体像を提示していく必要がある。

(特別会計とするか、一般財源とするか)

○ 温暖化対策税~~制~~について国民の理解を得るためには、税の目的・使途を明確にすべきであり、温暖化対策税~~制~~を温暖化防止対策の目的税とし、特別会計とすべきだとの指摘があった。しかし、一般に、特別会計の設営はを設けた場合には、予算の硬直化を招くおそれがある。このため、特別会計を設けないまでも、場合であっても税収の使途が温暖化対策に充てられることを担保する用いられるための措置を検討するべきである。

(地方公共団体の役割~~位置付け~~)

○ 地方自治体には、また、温暖化対策については、国との連携のもとに、地方公共団体温暖化対策ににおいても積極的に取り組む実施されることが期待される。地方公共団体における取組を促進するために、地方公共団体にも温暖化対策税~~の~~税収を配分すべきだとの指摘があった。税収の一部を地方の財源とする場合においても、国と同じく様に、費用対効果に十分な配慮を払った上で、温暖化対策に向けて、当該財源を有効に活用すべきである。が確実に温暖化対策に用いられるための措置を検討するべきである。

(4) その他

○ 地球温暖化対策のために多額の財源が必要となるならば、消費税~~等~~を増税による税収増の一部をし、その税収に財源に充ててを求めてはどうかとの指摘もある。しかし、現行の消費税は、様々な財・サービスの消費額に定率一律の課税がなされる税率で課されるものであるためことから、温暖化対策税の持つ価格インセンティブ効果やアナウンスメント効果の発揮はが期待されできない。

また、消費者の負担する支払われる税額が、購入した財・サービスの生産に伴う温室効果ガスの排出量に比例していないためで、汚染者負担の原則に背くことになる。温室効果ガスの排出者が地球温暖化への対策費用を公平に負担することにならない。支払うという汚染者負担の原則に合致しない。

5. 今後の検討の進め方

○ 今後の検討に当たり、課題として残された主な事項は、以下のとおりである。

－ 諸各施策の利点特長を最大限活かすようして、また、あるそれぞれの施策の欠点弱点を他の施策によって補うよう、複数の施策を有機的に組み合わせるというポリシーミックスを基本的枠組みとして据えた上での考え方を踏まえ、税を含む施策の有効な組み合わせの具体的な案について検討を行うこと。

－ 温暖化対策税制については、

・ エネルギー多消費集約型で輸出依存度の高い産業入の比率も高い業種についての国際競争力に及ぼす、その影響等を精査し、その影響の軽減策について検討を行うこと。

・ 課税段階・税率を適切に設定するための具体的な検討を進めること。

・ 既存エネルギー関係諸税と温暖化対策税との関係の調整について検討すること

・ 費用対効果において優れた税収の使途について、その具体像を明らかにすること。

○ 本小委員会では、引き続き、以上の事項について、その方向付けを行うために議論を深める必要がある。その際には、新しい税制の導入に当たっては納税者である国民、事業者による国民的議論の深化が不可欠であるためことから、引き続き、検討過程の透明性を確保するとともに、国民各界各層の参加を積極的に求めていくこととする。

○ 本小委員会としては、政府部内においても、温暖化対策税制（いわゆる「環境税」）について、この中間取りまとめの趣旨を十分に踏まえつつ、検討を進めることを求めるものである。

|

|